



2014年11月7日

政府の秘密指定・保護制度の全貌が明らかに

特定秘密保護法の運用基準・政令が閣議決定され、12月10日に施行されることとなりました。この法律に対しては、すでに多くの問題が指摘されているところではありますが、「秘密指定」の仕組みは特定秘密保護法以前から各省庁で存在し、運用されてきています。違いは、法律に基づく保護ではないこと（守秘義務違反等への刑事罰の加重がないことを含む）、秘密指定文書の管理・指定・解除などについての法的な義務・規制がないことです。

情報公開クリアリングハウスでは、各行政機関の持つ法律によらない秘密指定と保護の仕組みについて、全省庁に情報公開請求を行い、調査をしましたので、その結果を取りまとめました。

【調査結果のポイント】

1. 内部ルールに基づく秘密指定の仕組みは、38機関で95種類あることを確認
2. 秘密指定の種類は、特別管理秘密、衛星秘密（機密・極秘・秘）（特別管理秘密でもある）、秘密文書（機密・極秘・秘）、法律に基づく秘密（防衛秘密、特別防衛秘密）。これ以外に、機密性の格付け（機密性3～1情報）がある
3. 秘密文書については秘密指定の件数、解除・廃棄の件数などの件数は全行政機関で不存在となった
4. 特別管理秘密や秘密文書の仕組みがないが、特定秘密の指定権限を持つのは国家公安委員会と公安審査会
5. 特別管理秘密について、歴史文書の移管に関する規定なしに保存期間満了し又は廃棄の時機が到来したら廃棄としている機関が14機関ある
6. 緊急廃棄の規定は衛星秘密と防衛省秘にある。法令に基づかない公文書管理法の廃棄ルールの例外で脱法的
7. 警察庁は特別管理秘密の指定権者についての規定がない（他機関は行政機関の長）
8. 秘密文書、特別管理秘密ともに「無期限」の指定ができる機関が存在
9. 秘密文書、特別管理秘密ともに秘密指定に関する管理が緩い仕組みになっている
10. 情報セキュリティの機密性の格付けには体系的な秘密情報としてのマネジメントルールがない

政府の秘密指定・保護制度に関する調査結果

1 調査の概要

(1) 秘密指定制度に関する情報公開請求で特定された件数

「秘密の保全、保護、指定に関する訓令・規則などと、それらの内部ルールとその解運用基準のわかるもの」と請求対象情報を特定して情報公開請求をした結果、特定された文書件数は 37 機関で 205 件でした（防衛省を除く）。

特定された文書の中には、秘密保護に関連するものとして適格性確認制度に関するものが含まれ、また秘密文書の取扱いに関する詳細ルールなども含まれていました。そこで、「秘密あるいは取扱いに関する何らかの指定」をするルールに絞ってまとめると、37 機関で 83 件ありました。

これらに加えて、以前に情報公開請求等により把握をしていた防衛省分を加えると、「秘密あるいは取扱いに関する何らかの指定」をするルールに絞って整理をすると、38 機関で 95 件ありました。（別表 1）

ルールの名称などは別表 2 の通りです。

なお、当時に秘密指定・解除・廃棄の件数のわかるものも情報公開請求をしましたが、特別管理秘密については公開されたものの、その他の秘密指定制度については不存在でした。

(2) 秘密指定の種類・要件

秘密の指定の種類は、大きく分けると以下の 3 種類に分けられます。（別表 3）

- ①特別管理秘密（衛星秘密はこの類型）
- ②秘密（極秘・秘など）
- ③法律に基づく秘密（防衛秘密、特別防衛秘密）

これらは具体的には以下のような名称で存在し、要件が定められています。各指定の要件は別表 4 の通りです。

- ①特別管理秘密（特定秘密保護法施行後の廃止）
特別管理秘密、衛星秘密（機密・極秘・秘）、特管秘文書（外務省のみ）
- ②秘密（内部規程によるもの）
防衛省秘、秘密文書（機密・極秘・秘）、TPP 秘密関連文書（TPP 極秘・TPP 秘）、取扱注意文書
- ③法に基づくもの
特定秘密（未施行）、特別防衛秘密、防衛秘密（特定秘密保護法施行後に廃止）

④①～③が混在していると考えられるもの

秘密軍事情報、北大西洋条約機構秘密文書、仏国秘密情報、豪州秘密情報、英国秘密情報

⑤秘の指定ではないが取扱いを制限する区分

機密性 4 情報（一部の省庁のみ）、機密性 3 情報、機密性 2 情報、機密性 1 情報

(3) 特別管理秘密制度の概要（別表 5）

- ① 特別管理秘密に関する制度の対象となっていたのは 29 機関。原則としては行政機関の長（あるいは上級庁の長）が指定権者であるが、例外として以下の官庁があった
金融庁…主管局長
警察庁…指定権者の規定なし（文書を作成した者が登録をすると特管秘になる）
外務省…主管の秘密管理者
- ② 特別管理秘密の中で、特に衛星秘密に関する規程を有していたのは 9 機関（内閣官房、警察庁、消防庁、公安調査庁、外務省、経済産業省、資源エネルギー庁、海上保安庁、防衛省）
- ③ 特別管理秘密の指定の際に、秘密指定期間の明示をルール上明確に義務付けていたのは、内閣官房と法務省の 2 機関。残りは、秘密指定の期間を特別管理秘密指定管理簿に記載するとは規定されている
- ④ 特別管理秘密の解除は、秘密指定期間を満了し、期間を延長しない場合に自動解除としていたのは、内閣官房の 1 機関。「要件を欠くに至ったと認めるときは、速やかにその指定を解除するものとする」との規定は 29 機関すべてにあった。
- ⑤ 行政文書としての保存期間が満了した際の措置については、
 - ・保存期間が満了し又は廃棄の時期が到来したら廃棄とのみ規定 14 機関
 - ・廃棄するが、歴史公文書等に該当する場合はこの限りではないと規定 15 機関※ この場合、国立公文書館等への移管に際しては、指定解除を条件
- ⑥ 緊急廃棄に関する規定は、衛星秘密を対象に規定されていた
 - 1) 衛星秘密等を保管し又は所持する職員は、これらの保全のため真にやむを得ないと認める相当の理由があり、かつ、他にこれらの保全の手段がないと認めたときは、これらを廃棄することができる。
 - 2) 行政機関の長は、衛星秘密管理者として、その管理する衛星秘密等を保管し又は所持する職員が前項の規定によりこれらを廃棄する場合は、センター所長を経て内閣情報官の承認を得るものとする。ただし、その手段がない場合又はそのいとまがない場合は、廃棄後速やかにその旨をセンター所長を経て内閣情報官に通報するものとする。

(4) 秘密指定制度の概要（別表 6）

- ① 法律外でかつ特別管理秘密でもない秘（極秘・秘）の指定制度の対象となっていたのは 31 機関。特別管理秘密に関する規程はあるが、秘の指定に関する規程がないのは経済産業省とその下級庁（資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁）、公正取引委員会
- ② 秘密指定制度ではなく、機密性の格付けで事実上の秘の指定を行っていたのは、公正取引委員会
- ③ 秘密指定権者は各行政機関で異なり、極秘・秘の指定権者が同じ機関が 7 機関、残りは極秘と秘の指定権者が異なる。
- ④ 秘密指定に際して指定期間の設定を明確に義務付けているところは 24 機関。「指定期間を表示」などの、何らかの期間に関する規定があったのが 6 機関、いずれの規定も確認できなかったのは内閣法制局の 1 機関。
- ⑤ 秘密指定解除については、指定期間満了した場合は自動的に解除となる旨の規定があったのは 15 機関。16 機関ではそのような規定は確認できなかった。
- ⑥ 秘密指定の要件を欠く場合に指定を解除する旨の規定があるのは、25 機関。6 機関（農林水産省、国土交通省、観光庁、気象庁、運輸安全委員会、海上保安庁）では、秘密指定解除に関する規定が確認できなかった。
- ⑦ 緊急廃棄については、防衛省の省秘に関する訓令に規定があった。

秘に指定された文書、図画又は物件を保管し、又は所持する職員は、秘密の保全上真にやむを得ないと認める相当の理由があり、かつ、他に秘密を保全する手段がないと認めたときは、第 2 項の規定に関わらず、これを廃棄することができる/前項の規定に基づき、保存期間満了する前の文書又は図画を破棄する場合は、防衛大臣の承認を得なければならない。ただし、その手段がない場合又はそのいとまがない場合は、破棄後速やかにその旨を防衛大臣に報告することとする。
- ⑧ 防衛省秘に関しては、行政文書の保存期間との関係では「当該保存期間が満了する時期においても関係職員以外に知らせてはならない場合には、秘の指定解除の条件を「破棄をもって秘指定解除」とするものとする」との規定がある。

2 特定秘密保護法との関係

特定秘密保護法施行後に既存の秘密指定制度との関係がどうなるのかについては、別表 7 で整理をした。

特別管理秘密は特定秘密保護法施行後に廃止される見込みだが、特別管理秘密は特定秘密よりも広く定められている。そのため、特定秘密にならない特別管理秘密という情報分類が生まれる。特別管理秘密は、極秘・秘という秘密指定制度と別の扱いをされていたため、特別管理秘密であったものを含む新たな秘密指定基準・区分ないし管理基準・区分ができることが想定される。

3 調査結果などから指摘できる問題点など

(1) 特別管理秘密、秘密文書の規程等がないが特定秘密の指定権限を持つ機関

現行では、特別管理秘密、秘密文書についての規程をもっていないものの、特定秘密の指定権限を有するのは、国家公安委員会、公安審査会である。この2機関については、新たに秘密の取扱いを行う機関となる。

(2) 秘密指定制度の指定件数・解除件数などは不存在

極秘・秘の指定をする秘密指定制度について、指定件数、解除件数等の情報公開請求を行ったが、すべての行政機関で不存在となった（特別管理秘密については、件数や廃棄件数などは公開されている）。秘密指定を行う際に、指定に伴う管理簿等を作成している場合はあるが、秘密の指定・指定期間・解除・廃棄・移管などを体系的に管理する仕組みになっていない結果である。

内部ルールに基づく秘密指定は、指定範囲や指定期間の妥当性、解除の促進などの管理を行うものになっているとはいえないし、また秘密指定文書がどこにどれだけあるのかも管理されていない可能性が極めて高い。

(3) 特別管理秘密の廃棄に関する規定の疑問

行政文書の保存期間の満了に際しては、廃棄ないし国立公文書館等への移管が行われ、廃棄に当たっては公文書管理法の規定により内閣総理大臣の同意が必要とされている（8条2項）。国立公文書館等への移管義務対象の文書は「歴史公文書等」として保存期間中に指定がされる仕組みとなっており、このことを踏まえた規定を整備していた機関が15あった反面、そうではないところが14機関あった。

廃棄について移管文書を考慮した規定は以下のような内容になっている。

- ① 補助管理責任者は、保存期間が満了し、又はその廃棄の時機が到来したときは廃棄するものとする。ただし、歴史公文書等に該当するものについてはこの限りではない。
- ② 補助管理責任者は、移管に先立ち特別管理秘密の指定が解除されていることを確認するものとする

一方、移管文書の存在を考慮した規定のないところの規定は以下の通りだ。

- ・ 補助管理責任者は、特別管理秘密文書等の保存期間が満了し、又はその廃棄の時機が到来したときは、当該特別管理秘密文書等を廃棄するものとする

特別管理秘密文書の廃棄について、個別のルールが明確に公文書管理法の規定を受けた対応をしていないことは、行政文書の廃棄が法に沿って行われないうことになりかねない。

(4) 法令に基づかない廃棄の特別ルールが存在している

衛星秘密と防衛省秘は、緊急時の特別な廃棄について規定をしている。しかし、衛星秘密は特別管理秘密の一類型であり、法律に根拠のない仕組みであること、防衛省秘も訓令によるもので法律に紐付いていない仕組みである。

公文書管理法は、「公文書等の管理については、他の法律又はこれに基づく命令に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。」(3条)と定めており、法律かそれに基づく特別の定めがあれば、通常の行政文書の廃棄の手続によらない管理の方法が認められ得ることになっているが、特別管理秘密、防衛省秘ともにこれに該当しない内部ルールに基づくものである。そのため、緊急時の特別な廃棄については、行政文書管理規則などに位置づけられてなければならないが、こうした措置がとられていない。脱法的な廃棄規定となっている。

(5) 特別管理秘密の指定権者が規定されていない警察庁

特別管理秘密は通常は行政機関の長が指定権者であるが、警察庁は特殊な規定となっている。

「特別管理秘密文書の管理に関する訓令」は指定権者を定めておらず、特別管理秘密取扱者(特別管理秘密を取扱うことのできる職員)が特別管理秘密文書を作成後、補助管理責任者に提出し、補助管理者が特別管理秘密文書管理簿に記載すると、それが特別管理秘密になるという仕組みだ。趣旨を警察庁に電話で確認したところによると、基準が明確なのでその範囲で作成されたものを特別管理秘密とするという運用になっているとのことであった。指定権者が事実上文書作成者であるという仕組みは、秘密指定の範囲や質のコントロールができていないのか、極めて疑問だ。

(6) 緩い秘密指定期間、無期限も可能で期間の設定義務＝有期限とは限らない

特別管理秘密では、秘密指定期間の設定を明確に義務付けていたところが29機関中2機関のみ、秘密指定制度では31機関中24機関である。しかし、例えば法務省の秘密指定制度では、秘密指定期間の設定を義務付けていながら、「無期限」を認めていることが確認できた。期間の設定＝有期限とは限らないことがわかった。

無期限が可能であることは、秘密指定制度の運用に関する詳細ルールの中で、秘指定時のマークの指定があり、その例示の中で「無期限」とするものがあつた場合にのみ確認ができた。これらの情報が公開されていない機関について詳細に調査をすれば、「無期限」が可能なのは他にもあると考えられる。

(7) 解除を促進する＝秘密を最小限の減らす仕組みの欠如

特別管理秘密、秘密指定制度ともに、解除を進めるための明確な仕組みが欠如している。特に、秘密指定制度は全体の件数や解除の状況などを把握する仕組みもない。秘密指定期間の満了とともに秘密指定が自動的に解除されることが明確に規定されている機関は、31機関中15機関のみである。

(8) 特定秘密に対する管理義務より緩い秘密指定制度の管理

特定秘密は指定、指定期間の設定、解除、30年超の秘密指定文書の歴史文書化などに関する一定の義務・規制と、これらの運用状況を把握する仕組みが規定されているが、特別管理秘密、秘密指定に関するルールは、こうした法的義務はない。しかし、実質的には内部ルールであっても、秘密指定をすることで内部での情報の取扱い制限、外部への漏えい防止策などの保護が行われるものである。そのため、特定秘密にかかる義務を回避するため、あえて特定秘密ではなく、秘密文書の枠組みで管理される可能性もある。秘密指定の二重構造化は、秘密の総体を減らし、アカウントビリティを徹底し公開させていく仕組みの抜け道を多くすることになる。

(9) 機密性の格付けは、格付けした情報の体系的な管理ルールがない

現行制度では、秘密指定制度とは別に情報セキュリティの観点から機密性の格付けが行われている。今回の調査では公正取引委員会が秘密指定制度を持たず、機密性の格付けで代替していることが確認された。

機密性の格付け制度は、秘密指定とある程度関連がある運用が行われている。例えば、農水省の場合は以下のようにになっている。

機密性3情報＝秘密文書（極秘・秘）と同一性の機密性を有するもの

公正取引委員会は秘密文書に関する規定がなく、機密性の格付けで事実上の秘密指定を行っているため、以下のような区分になっている。

機密性4情報＝「極秘」に相当

機密性3情報＝「秘」に相当

しかし、機密性に関しては、格付けの解除、有効期間等について明確なルールが見当たらない。情報公開された行政文書でも、秘密指定はされていないものの、機密性の格付けが行われているものは存在し、今後、機密性格付けが秘密管理の中心になると、現行の仕組みでは、総体としての秘密の管理や解除などのルールがないことになる。

(10) 結論

秘密指定に関しては、漏えい等への厳罰化を目的とすると特定秘密保護法のような法制度を求めるということになり、そのこと自体が重大な問題となる。一方で、行政内部での情報取扱いの制限、秘密文書のしるしをつけた文書の保護の強化、情報セキュリティの強化、外部漏えいの防止などを目的とすると、むしろ意味があるのは何らかの「秘」の指定をすることや、取扱い制限を格付けすることで、おおよその目的は達成可能だ。特定秘密保護法による公務員等への適性評価の結果を利用し、取扱いのできる職員を限定すればなおさらだ。

そのため、特定秘密保護法による秘密指定や指定期間の設定、解除、監視機能に

よる監察・検証、30年超の秘密指定文書の歴史文書化義務など、秘密指定に対するアカウントビリティ強化に類する義務や規制がかかる特定秘密ではなく、より管理ルールの緩やかで、監視の及ばない秘密文書や機密性の格付けによる秘密保護強化が行われる可能性もある。中でも、機密性の格付けは情報セキュリティの強化を目的とし、政府のアカウントビリティや情報公開との関係を考慮した仕組みにはなっていない。特定秘密にのみ目を奪われていると、政府の持つ秘密という総体そのもののアカウントビリティ強化や情報公開の推進、歴史文書化に関する枠組みがないうしろにされることになる。

4 特定秘密保護法施行を控えての提言など

今回の調査結果を踏まえて以下のような改善や問題解決を行うべきと考える。

- ① 秘密文書を最小限のものにするための、秘密指定・指定期間・解除と、これらの運用状況を把握するための仕組みについては、特定秘密保護法程度のものを入れるべきであり、その運用状況を公表する仕組みとすべきである
- ② 秘密指定解除の手順・仕組みの明確化、機密指定期間の設定の義務化。指定期間の満了による自動解除、無期限の機密指定の禁止は最低条件である
- ③ 秘密指定の要件は、複数の仕組みから裁量的に選択し得るようなものとせず、統一的なものとし、特に機密性3情報のような秘密文書と関連する格付けは、秘密指定がされていることを条件とするべきである
- ④ 行政文書ファイル等に秘密文書が含まれているか否かを、「行政文書ファイル管理簿」に記録する仕組みとすべきである（特定秘密でも同様の対応が必要）。例えば、新たに記載欄を追加し、「特定秘密」「その他の秘密指定の区分」「要審査」「公開」など、政府のアカウントビリティとの関係で情報をどう取り扱うかの区分を示しておくべきである
- ⑤ 行政文書の廃棄審査に当たっては、行政文書ファイル管理簿ベースで審査が行われている現状が変わらないのであれば、ファイル管理簿に記載した「特定秘密」「その他の秘密指定の区分」「要審査」については重点的に審査を行うような仕組みとすべきである
- ⑥ 秘密文書については、秘の指定をしたまま国立公文書館等に歴史文書として移管ができるように規定を整備すべきである
- ⑦ 取扱注意文書など、秘密指定以外の形での情報の取扱い制限については禁止をすべきである

以上

◆連絡先

特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス
〒160-0008 東京都新宿区三栄町16-4 芝本マンション403
TEL.03-5269-1846 FAX.03-5269-0944
E-Mail icj@clearing-house.org <http://clearing-house.org>

特定文書件数と秘密指定にかかる制度の状況

別表1

行政機関名	特定文書件数	秘密指定を定めた制度数	備考
内閣官房	53	14	
内閣法制局	4	2	
人事院	3	3	
内閣府	5	3	
宮内庁	4	2	
公正取引委員会	6	2	
国家公安委員会	-	-	不存在
警察庁	17	5	
金融庁	6	2	
消費者庁	3	2	
復興庁	3	2	
総務省	3	2	
公害等調整委員会	1	1	
消防庁	6	2	総務省の特管秘規定を適用
法務省	3	2	
公安審査会	0	0	法務省秘密文書等取扱規程関係を適用（2件）
最高検察庁	1	1	
公安調査庁	17	4	法務省秘密文書等取扱規程関係を適用（2件）
外務省	7	3	
財務省	6	2	
国税庁	3	2	
文部科学省	2	2	
厚生労働省	4	2	
中央労働委員会	1	1	厚労省の特管秘規程を適用（1件）
農林水産省	7	3	
経済産業省	8	2	
資源エネルギー庁	5	1	経産省の特管秘規程を適用（1件）
特許庁	1	1	経産省の特管秘規程を適用（1件）
中小企業庁	0	0	経産省の特管秘規程を適用（1件）
国土交通省	3	2	
観光庁	1	1	国交省の特管秘規程・適確性確認規程が適用（2件）
気象庁	1	1	
運輸安全委員会	1	1	
海上保安庁	8	5	
環境省	6	2	
原子力規制委員会	4	1	
防衛省	21	12	
会計検査院	2	2	
合計	226	95	

*上級庁の規程を適用している場合は、請求対象文書として特定されて公開されていても「特定件数」

*防衛省については内部部局に限定

秘密指定に関する規定等一覧

別表2

行政機関名	制定(施行)	最終改定	規程等名称
内閣官房	2001/1/6	2011/3/30	内閣官房秘密文書取扱規程
内閣官房	2013/12/18		内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）及び同副長官補付職員による衛星秘密保全規程
内閣官房（内調）	2003/10/14	2009/3/24	衛星秘密の保全に関する規程
内閣官房（内調）	2009/3/27	2011/3/30	内閣官房特別管理秘密管理規程
内閣官房（内調）	2009/3/27		内閣情報調査室における特別管理秘密の管理について
内閣官房（内調）	2004/1/8	2009/3/27	内閣情報調査室衛星秘密保全規程
内閣官房（内調）	2002/3/29	2011/4/1	内閣情報調査室秘密文書等取扱要則
内閣官房（内調）	2007/8/24	2011/4/1	秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に伴う措置について
内閣官房（内調）	2013/4/1		情報の保護に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の実施に伴う措置について
内閣官房（内調）	2013/12/25		情報の保護に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定の実施に伴う措置について
内閣官房（内調）	2011/10/24		情報の保護に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う措置について
内閣官房（内調）	2010/6/25	2011/4/1	情報及び資料の保護に関する日本国政府と北大西洋条約機構との間の協定の実施に伴う措置について
内閣官房（内調）	2006/12/27	2009/3/27	内閣衛星情報センターが防衛省から提供を受ける防衛秘密の取扱い等に関する要綱
内閣官房（内調）	2008/4/1	2009/3/27	防衛省から内閣情報室に提供される防衛秘密の取扱い等に関する要綱
内閣法制局	2009/3/25	2012/2/7	内閣法制局における特別管理秘密の管理に関する規程
内閣法制局	1983/10/1		内閣法制局秘密文書等取扱規程
人事院	2012/2/1		試験の秘密保持に関する規程
人事院	2011/4/1		人事院行政文書管理細則
人事院	2009/4/1		特別管理秘密の管理に関する規程
内閣府	2013/8/1		TPP関連情報の政府内における情報共有・管理の取扱いについての実施に伴う留意事項について
内閣府	2009/3/10		内閣府本府特別管理秘密管理規程
内閣府	2001/1/6	2013/8/8	内閣府本府秘密文書取扱規程
宮内庁	2009/4/1		宮内庁における特別管理秘密の管理に関する規程
宮内庁	2011/4/1	2012/11/1	宮内庁行政文書管理細則
公正取引委員会	2012/10/1		情報セキュリティポリシー
公正取引委員会	2009/3/27		特別管理秘密の管理に関する規程
警察庁	2004/2/4		衛星秘密等の保全に関する訓令
警察庁	2011/4/1		警察庁における秘密文書の取扱いに関する訓令
警察庁	2007/8/10		情報の管理について（通達）
警察庁	2009/3/25		特別管理秘密文書の管理に関する訓令
警察庁	2007/8/10		秘密軍事情報の管理要領
金融庁	2009/3/31	2012/5/1	金融庁特別管理秘密管理規則

秘密指定に関する規定等一覧

別表2

行政機関名	制定(施行)	最終改定	規程等名称
金融庁	2001/1/6	2012/10/24	金融庁文書取扱規則
消費者庁	2009/9/1		消費者庁秘密文書取扱規程
消費者庁	2009/9/1	2012/4/26	特別管理秘密の管理について
復興庁	2012/8/30		復興庁における特別管理秘密の管理に関する規程
復興庁	2012/2/10		復興庁秘密文書取扱規程
総務省	2008/3/21		総務省におけるカウンターインテリジェンス機能の強化に関する訓令
総務省	2011/4/1		総務省行政文書取扱規則
公害等調整委員会	2011/4/1		公害等調整委員会行政文書取扱規則
消防庁	2004/11/26	2009/4/1	消防庁衛星秘密保全規程
消防庁	2011/4/1		消防庁行政文書取扱規則
法務省	2009/3/18	2013/3/29	法務省における特別管理秘密の管理等に関する規程
法務省	1984/10/1	2003/12/26	法務省秘密文書等取扱規程
最高検察庁	1991/10/1	2012/4/6	最高検察庁秘密文書取扱細則
公安審査会	1984/10/1	2003/12/26	法務省秘密文書等取扱規程
公安調査庁	2004/2/16	2009/3/31	公安調査庁における衛星秘密等の取扱いに関する規程
公安調査庁	2009/3/25	2010/12/1	公安調査庁特別管理秘密取扱規程
公安調査庁	2007/7/6	2009/12/25	公安調査庁秘密軍事情報取扱規程
公安調査庁	1986/2/10	2008/3/31	公安調査庁秘密文書等取扱細則
公安調査庁	1984/10/1	2003/12/26	法務省秘密文書等取扱規程
公安調査庁	1984/10/1	2003/12/26	法務省文書等取扱規程の運用について
外務省	2004/2/10	2009/4/1	衛星秘密の保全に関する規則
外務省	1970/6/12	2012/7/3	秘密保全に関する訓令
外務省	2012/8/8		秘密保全に関する訓令運用細則
財務省	2001/1/6	2011/4/1	財務省本省文書取扱規則
財務省	2009/4/1		特別管理秘密の管理に関する規則
国税庁	2011/4/1	2013/1/17	国税庁行政文書取扱規則
国税庁			特別管理秘密の管理に関する規則（財務省規程）
文部科学省	2009/3/19		文部科学省における特別管理秘密管理に関する規程
文部科学省	2011/4/1		文部科学省文書取扱規則
厚生労働省	2009/3/31		厚生労働省における特別管理秘密の管理に関する規程
厚生労働省	2011/4/1	2013/3/18	厚生労働省文書取扱規則
中央労働委員会	2009/3/31		厚生労働省における特別管理秘密の管理に関する規程
中央労働委員会	2013/10/2		中央労働委員会文書取扱規則
農林水産省	2013/7/5		TPP関連秘密文書に関する情報セキュリティの確保等に関する規程
農林水産省	2009/4/9	2011/8/31	農林水産省における特別管理秘密の管理に関する規程
農林水産省	2011/4/1	2013/1/24	農林水産省行政文書取扱規則
経済産業省	2009/4/1	2012/9/19	経済産業省における特別管理秘密に関する規程
経済産業省	2005/2/1	2009/6/22	経済産業省衛星秘密保全規程

秘密指定に関する規定等一覧

別表2

行政機関名	制定(施行)	最終改定	規程等名称
資源エネルギー庁	2009/4/1	2012/9/19	経済産業省における特別管理秘密に関する規程
資源エネルギー庁	2005/2/1	2009/6/22	資源エネルギー庁衛星秘密保全規程
特許庁	1988/4/12	2012/9/1	協定出願等の事務処理に関する規程
特許庁	2009/4/1	2012/9/19	経済産業省における特別管理秘密に関する規程
中小企業庁	2009/4/1	2012/9/19	経済産業省における特別管理秘密に関する規程
国土交通省	2009/3/27	2012/1/31	国土交通省における特別管理秘密の管理に関する規程
国土交通省	2011/4/1	2013/9/30	国土交通省行政文書取扱規則
観光庁	2011/4/12	2013/6/28	観光庁行政文書取扱規則
観光庁	2009/3/27	2012/1/31	国土交通省における特別管理秘密の管理に関する規程
気象庁	2011/4/1		気象庁行政文書取扱規則
運輸安全委員会	2011/4/1		運輸安全委員会行政文書取扱規則
海上保安庁	2004/2/13	2009/5/26	海上保安庁における衛星秘密の保全に関する規則
海上保安庁	2009/3/31	2012/1/26	海上保安庁における特別管理秘密の管理に関する訓令
海上保安庁	2007/7/9	2013/5/10	海上保安庁における秘密軍事情報の保護に関する訓令
海上保安庁	2003/6/19	2013/5/10	海上保安庁における防衛秘密の保護に関する訓令
海上保安庁	2011/4/1	2013/5/10	海上保安庁行政文書取扱規則
環境省	2005/10/1	2012/9/19	環境省秘密文書取扱規程
環境省	2009/3/30		特別管理秘密の指定及び管理に関する実施要領
原子力規制委員会	2012/9/19		原子力規制委員会における特別管理秘密の管理に関する規程
防衛省	2001/11/2*		自衛隊法
防衛省	1949/6/9	2001/11/12	日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法
防衛省	2007/04/27	2013/12/5	秘密保全に関する訓令
防衛省			自衛隊法施行令
防衛省	2007/08/10	2013/12/26	防衛秘密の保護に関する訓令
防衛省	2007/04/27		秘密保全に関する訓令、防衛秘密の保護に関する訓令及び特別防衛秘密の保護に関する訓令の解釈及び運用について（通知）
防衛省	1949/6/18	2002/10/17	日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令
防衛省	2007/4/27	2012/9/28	特別防衛秘密の保護に関する訓令
防衛省	2004/02/12	2009/3/31	衛星秘密に係る防衛秘密の保護について（訓令）
防衛省	2010/10/18		防衛省における衛星秘密の保全に関する特例について（通知）
防衛省	2002/10/30	2007/10/1	電波情報等に係る防衛秘密の保護について（通達）
防衛省	2007/10/01		画像情報にかかる防衛秘密の保護について（通達）
会計検査院	2001/3/28	2012/12/25	会計検査院文書管理規程
会計検査院	2003/1/28	2013/12/12	秘密文書等取扱要領

* 防衛秘密規定を含む法改正の公布日

秘密指定制度の状況

別表3

行政機関名	特定秘密	有無	特管秘	衛星秘密	機密	極秘	秘	取扱注意	その他	備考
内閣官房	○	○	○	○	○*	○	○	-	防衛秘密文書、特別管理秘密(機密)	*内閣情報調査室
国家安全保障会議	○	-	-	-	-	-	-	-		
内閣法制局	-	○	○	-	-	○	○	-		
人事院	-	○	○	-	-	-	○	○	試験に関する秘密事項	*秘密文書の区分がある
内閣府	○	○	○	-	-	○	○	-	TPP秘密文書	
宮内庁	-	○	○	-	-	○	○	○		
公正取引委員会	-	○	○	-	-	○*	○*	-		*機密性格付けによる
国家公安委員会	○	×	-	-	-	-	-	-		
警察庁	○	○	○	○	-	○	○	-	秘密軍事情報	
金融庁	○	○	○	-	-	○	○	○*		*特に保護を要する情報
消費者庁	-	○	○	-	-	○	○	-		
復興庁	-	○	○	-	-	○	○	-		
総務省	○	○	○	-	-	○	○	-		
公害等調整委員会	-	○	-	-	-	○	○	-		
消防庁	○	○	○*	○	-	○	○	-		
法務省	○	○	○	-	-	○	○	○		*総務省規程を適用
公安審査会	○	○	-	-	-	○*	○*	○*		*法務省規程を適用
最高検察庁	-	○	-	-	-	○	○	○		
公安調査庁	○	○	○	○	-	○*	○*	○	秘密軍事情報	*法務省規程を適用
外務省	○	○	○	○	○	○	○	○	特別防衛秘密、アメリカ・NATO・フランスから取得した秘密情報を特別管理秘密とする	
財務省	○	○	○	-	-	○	○	-		
国税庁	-	○	○*	-	-	○	○	-		*財務省規程を適用
文部科学省	-	○	○	-	-	○	○	-		
厚生労働省	○	○	○	-	-	○	○	-		
中央労働委員会	-	○	○*	-	-	○	○	-		*厚生労働省規程を適用
農林水産省	-	○	○	-	-	○	○	-	TPP関連秘密文書	

秘密指定制度の状況

別表3

行政機関名	特定秘密	有無	特管秘	衛星秘密	機密	極秘	秘	取扱注意	その他	備考
経済産業省	○	○	○	○	-	-	-	-		
資源エネルギー庁	○	○	○*	○	-	-	-	-		*経済産業省規程を適用
特許庁	-	○	○*	-	-	-	-	-	防衛目的のために特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府の間の協定議定書に規定するもの	*経済産業省規程を適用
中小企業庁	-	○	○*	-	-	-	-	-		*経済産業省規程を適用
国土交通省	-	○	○	-	-	○	○	-		
観光庁	-	○	○*	-	-	○	○	-		*国土交通省規程を適用
気象庁	-	○	-	-	-	○	○	-		
運輸安全委員会	-	○	-	-	-	○	○	-		
海上保安庁	○	○	○	○	-	○	○	-	防衛秘密、秘密軍事情報	
環境省	-	○	○	-	-	○	○	-		
原子力規制委員会	○	○	○	-	-	-	-	-		
防衛省	○	○	-	-	-	-	○	-	秘密軍事情報・北大西洋条約機構 秘密文書・仏国秘密情報・豪州秘密情報・英国秘密情報	防衛秘密、特別防衛秘密を除く
会計検査院	-	○	○	-	-	○	○	-		

参考：秘密指定の種類と要件

秘密指定分類	定義
特定秘密（未施行）	<p>行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特定秘密として指定するものとする。</p> <p>（別表 略）</p>
特別防衛秘密	<p>以下に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、公になっていないものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等について左に掲げる事項 <ul style="list-style-type: none"> イ 構造又は性能 ロ 製作、保管又は修理に関する技術 ハ 使用の方法 ニ 品目及び数量 二 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された情報で、装備品等に関する前号イからハまでに掲げる事項に関するもの
防衛秘密	<p>別表第四に掲げる事項であって、公になっていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるものを防衛秘密として指定するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究 二 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報 三 前号に掲げる情報の収集整理又はその能力 四 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究 五 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。第八号及び第九号において同じ。）の種類又は数量 六 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法 七 防衛の用に供する暗号 八 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法 九 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法 十 防衛の用に供する施設的设计、性能又は内部の用途（第六号に掲げるものを除く。）

秘密指定分類	定義						
防衛省秘	<p>国の安全又は利益に関わる次に掲げる事項（防衛秘密又は特別防衛秘密に該当するものを除く）であって、関係職員以外に知らせてはならないもの</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究 (2) 防衛及び警備に関し収集した情報 (3) 情報の収集整理に関する自衛隊の活動状況、態勢、方法、計画又はその能力 (4) 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究 (5) 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶、電子計算機を利用したシステム及びソフトウェアを含む。第8号及び第9号において同じ。）の種類又は数量 (6) 防衛省において使用する通信網の構成又は通信の方法 (7) 暗号に関する情報 (8) 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法 (9) 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法 (10) 防衛の用に供する施設的设计、性能又は内部の用途（第6号に掲げるものを除く。） (11) その他前各号に準ずる事項 						
特別管理秘密	<p>国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項であって、公になっていないもののうち、特に秘匿することが必要なもの（「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」）</p>						
衛星秘密	<p>内閣総理大臣が特別管理秘密として指定した画像情報又は情報収集システムに関する事項に係る知識又はこれを記録する文書、図画若しくは物件若しくはこれを化体する物件で、内閣情報官によって次の基準により機密、極秘又は秘のいずれかの秘密区分に指定されたものをいう。</p> <table border="1" data-bbox="475 1552 1380 1915"> <tr> <td data-bbox="475 1552 478 1686">機密</td> <td data-bbox="478 1552 1380 1686"> <p>秘密保全が最高度に必要であって、その漏えいが我が国の安全の確保、大規模災害への対応その他の内閣の重要政策の遂行に重大な損害を与えるおそれのあるもの</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1686 478 1821">極秘</td> <td data-bbox="478 1686 1380 1821"> <p>機密に次ぐ程度の秘密の保全が必要であって、その漏えいが我が国の安全の確保、大規模災害への対応その他の内閣の重要政策の遂行に損害を与えるおそれのあるもの</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1821 478 1915">秘</td> <td data-bbox="478 1821 1380 1915"> <p>極秘に次ぐ程度の秘密の保全が必要であって、関係職員以外の者に知らせてはならないもの</p> </td> </tr> </table>	機密	<p>秘密保全が最高度に必要であって、その漏えいが我が国の安全の確保、大規模災害への対応その他の内閣の重要政策の遂行に重大な損害を与えるおそれのあるもの</p>	極秘	<p>機密に次ぐ程度の秘密の保全が必要であって、その漏えいが我が国の安全の確保、大規模災害への対応その他の内閣の重要政策の遂行に損害を与えるおそれのあるもの</p>	秘	<p>極秘に次ぐ程度の秘密の保全が必要であって、関係職員以外の者に知らせてはならないもの</p>
機密	<p>秘密保全が最高度に必要であって、その漏えいが我が国の安全の確保、大規模災害への対応その他の内閣の重要政策の遂行に重大な損害を与えるおそれのあるもの</p>						
極秘	<p>機密に次ぐ程度の秘密の保全が必要であって、その漏えいが我が国の安全の確保、大規模災害への対応その他の内閣の重要政策の遂行に損害を与えるおそれのあるもの</p>						
秘	<p>極秘に次ぐ程度の秘密の保全が必要であって、関係職員以外の者に知らせてはならないもの</p>						
特管秘文書（外務省のみ）	<ol style="list-style-type: none"> ① 外交機密文書等 ② 他の行政機関から受領した秘密文書等に相当する文書等であつ 						

秘密指定分類	定義
	<p>て、当該他の行政機関において特管秘文書等に相当する文書等として取り扱われているもの</p> <p>③ 我が国が外交政府等との間で情報の保護に関する国際約束等を締結等している場合であって、当該国際約束等に基づく保護の対象となる秘密文書等のうち、特管秘文書等として取り扱うことが特に認められるもの</p>
秘密文書	秘密の保全を要すると認められ、かつ、不開示情報に該当する可能性があるものと認められる部分を含む行政文書
<p>機密</p> <p>極秘</p> <p>秘</p>	<p>外務省：極秘のうち、その漏えいが国の安全、利益等に著しい損害を与えるおそれが高いため、その秘密保全の必要がきわめて高いものを「機密」に指定することができる</p> <p>内閣官房：秘密保全の必要度が極めて高度で、その漏えいが国の安全、利益に重大な損害を与えるおそれがあるもの</p> <p>極秘：秘密保全の必要性が高く、その漏えいが国の安全、利益に損害を与えるおそれのあるもの。</p> <p>秘：極秘に次ぐ程度のものであって、関係者以外に知らせてはならないもの</p>
取扱注意文書	秘密文書の指定は要しないが、その取扱いに慎重を期する必要がある行政文書については、秘密文書に準じて、その内容を関係者以外の者に知らせないよう適切な措置を講ずるものとする
<p>TPP 秘密関連文書</p> <p>TPP 極秘</p> <p>TPP 秘</p>	<p>交渉中のテキスト（条文案）、各国や我が国の提案、我が国の対処方針等 TPP 交渉の内容や交渉参加国の立場に関する文書（外交公電、Eメールや部内執務参考資料も含む。）であり、内閣官房 TPP 対策本部により「TPP 極秘」「TPP 秘」として秘密指定を行われたもの</p> <p>TPP 関連情報は各府省における「秘」区分の情報に指定し、適切な方法で扱うこととされている内閣官房から直接取得し、同情報を作成することが想定される主管部局及び関係部局は、内閣府本府における「秘」区分の情報として指定する。TPP 関連情報は機密性 3 に分類。（「TPP 関連情報の政府内における情報共有・管理の取扱いについての実施に伴う留意事項について」）</p>
秘密軍事情報	秘密軍事情報の保護のための秘密保護の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定第 1 条(a)に規定する秘密軍事除法であって、アメリカ合衆国政府から受領したもの。外国政府の秘密区分を尊重し秘に指定するものとする
北大西洋条約機構秘密文書	北大西洋条約機構から提供された情報又は資料であって、情報及び資料の保護に関する日本国政府と北大西洋条約機構との間の協定第 1 条（ii）に規定する秘密の指定を受けているもの。外国政府の秘密区分を尊重し秘に指定するものとする

秘密指定分類	定義
仏国秘密情報	情報の保護に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定第1条(a)に規定する秘密情報であって、フランス共和国政府から受領したもの。外国政府の秘密区分を尊重し秘に指定するものとする
豪州秘密情報	情報の保護に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定第1条 a に規定する秘密情報であって、オーストラリア政府から受領したもの。外国政府の秘密区分を尊重し秘に指定するものとする
英国秘密情報	情報の保護に関する日本国政府とグレートブリテンおよび北アイルランド連合王国政府との間の協定第1条 a に規定する秘密情報であって、グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国政府から受領したもの。外国政府の秘密区分を尊重し秘に指定するものとする
機密性 4 情報	公正取引委員会：行政事務で取り扱う情報のうち、秘密保全の必要性が高く、その漏えいが国の安全、利益に損害を与えるおそれがある情報であり、「秘密文書等の取扱いについて」（昭和 40 年 4 月 15 日事務次官等申し合わせ。以下「秘密文書申し合わせ」という。）において「極秘」とされるものに相当
機密性 3 情報	<u>農水省</u> ：農林水産省行政文書取扱規則第 38 条に規定する秘密文書と同一の機密性を有するもの <u>公正取引委員会</u> ：行政事務で取り扱う情報のうち、機密性 4 情報に相当する機密性は要しないが、その漏えいが行政事務の円滑な運営を著しく阻害するおそれがある情報であり、秘密文書申し合わせにおいて「秘」とされるものに相当
機密性 2 情報	<u>農水省</u> ：秘密文書と同一の機密性は要しないが、その漏えいにより国民の権利が侵害され又は行政事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある情報 <u>公正取引委員会</u> ：行政事務で取り扱う情報のうち、機密性 4 情報又は機密性 3 情報に相当する機密性は要しないが、その漏えいにより、国民の権利が侵害され又は行政事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある情報
機密性 1 情報	機密性 2 情報又は機密性 3 情報以外の情報

特別管理秘密制度の状況

別表5

行政機関名	指定権者	指定期間		解除		保存期間満了時		累計指定 文書数*2	累計廃棄 数*2	衛星秘密	特定秘密	備考
		期間明示義務	管理簿の記載	指定期間満了	要件を欠く場合	廃棄	移管					
内閣官房*	総理大臣	○	○	○	○	○	○	372,235	35,276	○	○	内閣総理大臣が特別管理秘密に指定した事項のうち、秘密保全の必要度が極めて高度で、その漏えいが国の安全、利益に重大な損害を与えるおそれがあると認められるものを特に厳格な管理を要する特別管理秘密（特別管理秘密（機密）」として指定する
内閣法制局	長官	×	○	×	○	○	○	0	0	-	-	
人事院	総裁	×	○	×	○	○	×	-	-	-	-	
内閣府	総理大臣	×	○	×	○	○	×	14	0	-	○	
宮内庁	長官	×	○	×	○	○	×	3	0	-	-	
公正取引委員会	委員長	×	○	×	○	○	×	0	0	-	-	
国家公安委員会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	
警察庁	なし*1	×	○	×	○	○	×	13,288	704	○	○	
金融庁	主管局長	×	○	×	○	○	○	109	71	-	○	
消費者庁	長官	×	○	×	○	○	×	0	0	-	-	
復興庁	総理大臣	×	○	×	○	○	○	0	0	-	-	
総務省	大臣	×	○	×	○	○	×	483	192	-	○	
公害等調整委員会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
消防庁	総務大臣	×	○	×	○	○	×	-	-	○	○	
法務省	大臣	○	○	×	○	○	○	3	0	-	○	
公安審査会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	
最高検察庁	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
公安調査庁	長官	×	○	×	○	○	×	13,771	3	○	○	
外務省	主管の秘密管理者	-	-	-	-	-	-	20,114	8	○	○	
財務省	大臣	×	○	×	○	○	○	332	23	-	○	
国税庁	財務大臣	×	○	×	○	○	○	-	-	-	-	
文部科学省	大臣	×	○	×	○	○	×	30	1	-	-	
厚生労働省	大臣	×	○	×	○	○	×	143	0	-	○	
中央労働委員会	大臣	×	○	×	○	○	×	-	-	-	-	

特別管理秘密制度の状況

別表5

行政機関名	指定権者	指定期間		解除		保存期間満了時		累計指定 文書数*2	累計廃棄 数*2	衛星秘密	特定秘密	備考
		期間明示義務	管理簿の記載	指定期間満了	要件を欠く場合	廃棄	移管					
農林水産省	大臣	×	○	×	○	○	×	0	0	—	—	
経済産業省	大臣	×	○	×	○	○	○	446	40	○	○	
資源エネルギー庁	経済産業大臣	×	○	×	○	○	○	—	—	○	○	
特許庁	経済産業大臣	×	○	×	○	○	○	—	—	—	—	
中小企業庁	経済産業大臣	×	○	×	○	○	○	—	—	—	—	
国土交通省	大臣	×	○	×	○	○	○	640	0	—	—	
観光庁	大臣	×	○	×	○	○	○	—	—	—	—	
気象庁	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
運輸安全委員会	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
海上保安庁	長官	×	○	×	○	○	○	8,465	0	○	○	
環境省	大臣	×	○	×	○	○	×	0	0	—	—	
原子力規制委員会	委員長	×	○	×	○	○	○	506	0	—	○	
防衛省	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	
会計検査院	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	極秘文書とみなして扱う

*1 内閣官房分は、内閣情報調査室・衛星センター、安危の内訳数欄があるが、前者二つは件数が不開示

*2 2013年6月現在までのもの

秘密指定制度の内容

別表6

行政機関名	特定秘密	極秘	秘	指定権者		指定期間設定義務	解除		備考
				極秘	秘		指定期間満了	要件を欠く場合	
内閣官房	○	○	○	秘密文書を作成した部局の事務を掌理する者		○	○	○	「機密」は内閣情報官
内閣法制局	-	○	○	主管部長若しくはその命ずる参事官・総務主幹		×	○	○	
人事院	-	-	○	-	秘密文書取扱責任者	△	○	○	時限秘と無期限がある
内閣府	○	○	○	秘密文書を作成した部局の長		○	○	○	
宮内庁	-	○	○	次長	部局長	○	×	○	
公正取引委員会	-	(○)	(○)	-	-	-	-	-	機密性の格付けで対応
国家公安委員会	○	-	-	-	-	-	-	-	
警察庁	○	○	○	部局の長以上の職にある者	内部部局の課長職以上の職、附属機関の部長以上の職などにある者	○	○	○	
金融庁	○	○	○	主管局長	文書管理者	△	○	○	期間を表示
消費者庁	-	○	○	秘密文書を作成した課の長		○	○	○	
復興庁	-	○	○	秘密文書を作成した部局の長		○	○	○	
総務省	○	○	○	部局長	文書管理者	○	○	○	
公害等調整委員会	-	○	○	総括文書管理者	文書管理者	○	×	○	
消防庁	○	○	○	次長	文書管理者	○	○	○	
法務省	○	○	○	官房長、訟務総括審議官、局長、各庁においては各庁の長	大臣官房の課長、大臣官房厚生管理監、大臣官房財産訟務管理監、局若しくは部の課長若しくはこれに準ずる者、各庁においては各庁の長が指名する者	○	×	○	ただし「無期限」もあり
公安審査会	○	○*	○*	同上	同上	同上	同上	同上	*法務省規程を適用
最高検察庁	-	○	○	部長又は事務局長		○	×	○	

秘密指定制度の内容

別表6

行政機関名	特定秘密	極秘	秘	指定権者		指定期間設定義務	解除		備考
				極秘	秘		指定期間満了	要件を欠く場合	
公安調査庁	○	○*	○*	法務省と同	法務省と同	法務省と同	法務省と同	法務省と同	*法務省規程を適用
外務省	○	○	○	主管の秘密管理者	主管の秘密管理責任者	△	○	○	期間を明記、「機密」は極秘と同
財務省	○	○	○	総括文書管理者、文書を作成した部局の長若しくは文書の内容に関する事務を所掌する部局の長若しくはこれに準ずる者	課等の文書管理者	△	○	○	期間は指定者が決定
国税庁	-	○	○	本庁は部長、国税局では局長など	本庁は課長、国税局では部長など	△	○	○	期間を明記
文部科学省	-	○	○	主管の官房長、局長、国際統括官、文化庁長官		○	×	○	
厚生労働省	○	○	○	官房長・部局長	課長	○	○	○	
中央労働委員会	-	○	○	事務局長・次長	課長・所長	○	○	○	
農林水産省	-	○	○	総括文書管理者又は内局の長、外局の長		○	×	×	
経済産業省	○	-	-	-	-	-	-	-	
資源エネルギー庁	○	-	-	-	-	-	-	-	
特許庁	-	-	-	-	-	-	-	-	
中小企業庁	-	-	-	-	-	-	-	-	
国土交通省	-	○	○	主務局等の長	主務課等の長	○	×	×	
観光庁	-	○	○	観光庁長官	主務課等の長	○	×	×	
気象庁	-	○	○	主務部局の長	主務課等の長	○	×	×	
運輸安全委員会	-	○	○	委員長（事務局に係る文書は事務局長）	主務課等の長	○	×	×	
海上保安庁	○	○	○	主務部等の長	主務課等の長	○	×	×	

秘密指定制度の内容

別表6

行政機関名	特定秘密	極秘	秘	指定権者		指定期間設定義務	解除		備考
				極秘	秘		指定期間満了	要件を欠く場合	
環境省	-	○	○	官房長、局長、部長、地方環境事務所長及びこれに準ずる者で事務次官が指定する者	総括課長、地方環境事務所総務課長とこれに準ずる者で事務次官が指定する者	○	×	○	
原子力規制委員会	○	-	-	-	-	-	-	-	
防衛省	○	-	○	-	管理者又はその職務の上級者	○	×	○	当該保存期間が間了する時期においても関係職員以外に知らせてはならない場合には、秘の指定解除の条件を「破棄を持って秘指定解除」とするものとする
会計検査院	-	○	○	事務総局次長又は主管局長		△	×	○	期間を定める必要があるときは定める

現行制度

特定秘密保護法施行以降

別表7

